

## 運用

調整番号	008-03	専門部会	消防	作業部会	警防	調整項目	開発行為
検討調整結果	開発行為に関する指導基準は統一することとし、太子町、河南町、千早赤阪村についても広域消防組織で指導する。指導部署については本部とし、検査の際は各消防署が支援する。						

調整番号	008-04	専門部会	消防	作業部会	予防	調整項目	消防同意
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>同意書類の経路については、同意件数、処理期間、同意審査を考慮し、広域化後の各署（3消防署）において処理する。 なお、現在各市町村担当部局が直接本部予防課に持ち込み同意事務を処理しているため、経路方法を継続する。</li> <li>同意における消防用設備等の審査及び指導については、公正かつ公平に実施し、事務処理及び審査基準の統一を図り、審査等において疑義が生じた場合は、消防 OA システム等を活用して本部と協議し審査及び処理することができる体制を構築し事務処理の効率化を図る。</li> <li>決裁に関しては、新たに専決規程や各事務処理規程を制定し専決権限者を明確にする。</li> </ul>						

調整番号	008-05	専門部会	消防	作業部会	予防	調整項目	立入検査
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>柏原羽曳野藤井寺消防組合の例規等を基本として考え、査察対象区分について広域化前までに3消防本部で協議し実効性の高いものに改正する。また、警備課員が実施する査察区分等についても併せて協議統一する。</li> <li>計画的な立入検査を遂行するため、消防 OA システムを活用し精度の高いものにする。</li> <li>仮称「特別査察隊」には定期の査察区分の割り振りを行わず、署所からの依頼及び重大な消防法令違反に対応できる体制を構築する。</li> <li>決裁に関しては、新たに専決規程や各種事務処理規程を制定し専決権限者を明確にする。</li> </ul>						

調整番号	008-06	専門部会	消防	作業部会	予防	調整項目	査察違反処理
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>柏原羽曳野藤井寺消防組合の例規等を基本として考え、査察を適正に処理し、効果的な行政執行を行うため、協議し実効性の高いものを策定する。</li> <li>仮称「特別査察隊」を本部に置き、早急に査察を実施する必要性を認めた事案等について行うものとする。運用については違反事実がある署の管轄する予防担当者と本部予防課又は保安課と合同により原則5名を1チームとして基本的に運用する。なお、事案の内容等により本部と署の対応人員を変更し配置することができることとする。</li> <li>決裁に関しては、新たに専決規程や各種事務処理規程を制定し専決権限者を明確にする。</li> </ul>						

調整番号	008-07	専門部会	消防	作業部会	予防	調整項目	危険物規制等
検討調整結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物規制及び保安3法関係に関する手続き等は消防法、保安3法に関する関係法規及び各政省令で規定されているため、3消防本部の各規則を集約し、新たに各規則を制定する。</li> <li>・決裁に関しては、消防本部危険物（保安）係から広域化に移行した消防局保安課と各消防署消防課に設置を予定しているため、新たに専決規程や各事務処理規程を制定し専決権限者を明確にする。</li> <li>・規制の審査に関する指導方法は3消防本部でばらつきがあるため、審査基準を協議統一する。</li> <li>・危険物関係手数料の収納方法は、柏原羽曳野藤井寺消防組合手数料条例を基に統一を図る。</li> </ul>						

調整番号	021-13	専門部会	消防	作業部会	救急	調整項目	救急活動の平準化
検討調整結果	<p>大阪府傷病者の搬送及び受入の実施基準、大阪府より示された新しいMC圏域によるプロトコル及び広域消防組織の救急業務運用規程を基本とし、広域化調整事項における各種運用について統一化を図る。</p>						

調整番号	021-14	専門部会	消防	作業部会	救急	調整項目	救急支援
検討調整結果	<p>広域消防組織関係課において、災害状況に応じ統一の取れた新たな体制及び基準等を策定するものとする。</p>						

調整番号	021-16	専門部会	消防	作業部会	救急	調整項目	啓発事業
検討調整結果	<p>応急手当の普及啓発に重点を置くとともに、講習会や普及啓発イベント等については、広域消防組織救急課が作成する講習会実施要領等により救急課及び各消防署が実施することとする。広域化までに普及啓発関係における要綱等の策定、各種講習の指導方法の統一化などを図る。</p>						

調整番号	021-17	専門部会	消防	作業部会	救急	調整項目	大規模災害・集団災害
検討調整結果	<p>大規模災害及び集団災害の活動方針等が異なるため、基準を統一し、効果的かつ迅速に災害対応できるよう広域消防組織関係課と連携調整を図り、大規模災害、集団災害、震災、NBC災害、水害、鉄道事故及びトリアージ等を階層化し明確にし、広域化までに関係各課と協力し各種計画を策定する。</p> <p>○大規模災害規程(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→集団災害対応要綱 鉄道事故要領・NBC災害対応要領・トリアージ要領</li> <li>→震災対応要綱</li> <li>→水害要綱</li> </ul>						

調整番号	021-20	専門部会	消防	作業部会	救急	調整項目	救命士の配置
検討調整結果	<p>広域化時の救急救命士の配置については、現在の各消防本部の救急救命士の数を基準とする。なお、広域化後に、救急隊1隊あたり、原則2名の救急救命士の乗車体制を維持できるように計画的に養成を行う。</p>						